

議第21号

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年2月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。  
第2条第3号ア(イ)を次のように改める。

(イ) その養育する子（法第2条第1項本文に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（第3条の2の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第3号イ中「子の1歳到達日（）」を「子が1歳に達する日（以下このイ及び同条において「1歳到達日」という。）（）」に改める。

第3条第2号中「この条」の右に「及び次条」を加え、同条第3号中「が1歳6箇月に達する日」を「の1歳6箇月到達日」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（法第2条第1項本文の条例で定める場合）

第3条の2 法第2条第1項本文の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に

該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員で、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方職員等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として別に定める場合に該当する場合

第5条第1号を次のように改める。

- (1) 育児休業をしている職員が出産休暇を取得し、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該出産休暇又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により当該職員と別居することとなった場合

第5条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「こと」の右に「又は第3条の2の規定に該当すること」を加え、同号を同条第7号とし、同条第5号中「別居したこと」の右に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用に係る申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同号を同条第6号とし、同条第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児休業をしている職員が第7条に規定する事由に該当したことによ

り当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第6条中「別居したこと」の右に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用に係る申込みを行っているが、当面その実施が行われな  
いこと」を加える。

第12条中「よる育児時間」の右に「又は京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第8条の2第1項の規定による介護時間」を加え、「当該育児時間」を「その承認された時間」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

#### 提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等を踏まえ、育児休業に係る要件を緩和し、及び期間を延長することができる場合を定める等の必要があるので提案する。